

北海道告示第11162号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 3年 9月 3日

北海道知事 鈴木 直道

登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量(%)	その他の 規格	生産業者		登録有 効期限
					名称	住所	
北海道 第2792号	生石灰	80.0生石灰	アルカリ分 80.0	該当なし	訓子府石灰 工業株式会 社	常呂郡訓子 府町大町86 番地	令和9年10月 1日